

平城宮発掘調査報告Ⅱ

官衙地域の調査

第Ⅰ章 序 言

平城宮跡は、奈良市佐紀町に位置し、奈良時代の大内裏の跡として特別史跡に指定されている。奈良国立文化財研究所は、昭和30年夏以来、文化財保護委員会および奈良県教育委員会の援助のもとに、その一部の発掘調査をおこなってきた。本報告書は、昭和34年夏の第2次、昭和35年夏の第4次、昭和35年冬の第5次および昭和36年春の第6次の4回にわたって調査したたがいに隣接する地域の発掘成果を一括収録したものである。

1 発掘調査事業の発足

平城宮跡は大正11年以来史跡に指定されていたが、昭和27年3月新しい文化財保護法第69条第2項の規定によつて特別史跡に指定された。この指定地内の北部を東西に貫通する法華寺と西大寺を結ぶ狭い道路の拡幅工事が、昭和28年秋におこなわれることになった。これは当時法華寺北方にあった米軍キャンプの要求で、日米行政協定によるものである。これに対して文化財保護委員会は、施工にあたつて路面を削らぬこと、万一遺構を検出した場合工事を一時中止して指示をまつことを現状変更の条件とした。工事の開始にともなつて、遺構の存在を注意していたところ、11月末に道路の側溝工事掘りかた中に掘立柱の痕跡を検出した。そこで文化財保護委員会は一時工事を差し止め、奈良県教育委員会に命じて調査をおこなわせたところ、遺構は東西に長く側溝にそつて存在することがあきらかになった。この調査の重要性にかんがみ、急遽原田淑人を団長とする平城宮跡発掘調査会が組織され、科学研究費の交付を受けて国営発掘をおこなうこととなった。平城宮跡の大規模な発掘調査はここにはじまつたといえる。

戦後調査の
発端

調査は昭和29年1月11日から26日まで、道路予定地0.1haについておこなつた。その結果、現在国有地になつている朝堂院跡の北方地域に、東西100mをこえる回廊状の遺構が、同じ位置で3回以上にわたつて重複していることが明らかになり、平城宮跡発掘調査の必要をあらためて認識させることとなった。またこの調査に関連して平城宮跡の正確な実測図の作成が企画され、東京大学生産技術研究所、地理調査所の協力をえて、航空測量によるわが国ではじめての千分ノ一大梯尺地図が作成された。これは史跡保存の目的で航空測量を利用したはじめての例である。

昭和29年の
調査

昭和29年の調査の結果、平城宮跡の調査ならびに保存の必要性が痛切に感ぜられ、この調査事業の援助を目的とする「飛鳥・平城宮跡保存会」が地元を中心に結成され、調査の実務は奈良国立文化財研究所を中心にして、進めることになった。そして昭和30年から10カ年にわたる宮跡全域の調

査計画がたてられたが、この頃農林省によつて大和平野農業用導水路の開鑿がおこなわれることとなり、ここでも重要な遺跡をいそぎ調査する必要にせまられるにいたつた。そこで両者を総合した大規模な調査計画を立案したが、当局の認めるところとならず、昭和30年度は科学研究費の交付をうけて、平城と飛鳥両地区の調査をおこなうこととなつた。

第1次調査 研究所としての平城宮跡の第1次調査はこの科学研究費によつたもので、昭和30年8月に大極殿回廊の東南隅の発掘をおこなつた。*この調査はごく小規模なものであつたが、平城宮大極殿の一廓が、今までに古図などから復原されていた平安宮のそれとかなり異なるものであることを明らかにして、平城宮の解明に貴重な資料を提供した。しかし平城宮跡の調査はここで一度中止され、急を上げる飛鳥地方の調査に主力を注がざるをえないこととなつた。

昭和32, 33の行政調査 この間行政協定により拡幅整備された道路は、米軍キャンプの廃絶後も一般の利用度が高まり、佐紀町の住民で、道路ぞいのより便利な地へ進出を希望するものが続出するにいたつた。その第一として昭和32年にこの通称一条通りから佐紀東町に分岐する道路の角地に、住宅を建設するための現状変更申請が提出された。この位置は昭和29年の発掘で検出された回廊の東端にあたる。文化財保護委員会はこの地の事前調査を奈良県教育委員会に命じ、県教育委員会はこれを研究所に依頼したが、当時研究所は飛鳥寺の調査をおこなつていたため、この依頼に応じえなかつた。そこで県教育委員会による短期間の発掘がおこなわれたが、その結果凝灰岩雨落溝の一部や、その他に掘立柱1カ所、細い2条の溝などが発見された。しかしこれだけではなお結論をえられなかつたので、8月末にあらためて浅野清を主査として研究所員が参加し、1週間の調査がおこなわれた。その結果、凝灰岩の雨落溝や、2条の細い溝の状況が明らかにされたほかに、幅2mほどを玉石で葺いた池の東岸が発見された。池はこの地区から西北にひろがる大きなもので、時期的に一番古く、それを埋めて、何回かにわたる建物が造営されたものである。これは29年調査の東端地区に新知見を加えたもので、平城宮跡遺構の複雑性をより強く教えたものであつた。**

この調査の結果、現状変更が許可されたために、地元の人々は、一条通りぞいの地域でも建築が許可されるものと解し、次々この地区の現状変更申請を提出するにいたつた。昭和33年1月に、昭和29年調査地域の西方、関野貞が内裏と推定した地域の道路ぞいに、3件の現状変更申請が提出された。文化財保護委員会は、ふたたび県にこの3件の地区の事前調査を命じ、県教育委員会はまたこれを研究所に依頼した。研究所は同年9月1日から2週間にわたつて、発掘調査をおこなつたところ、3件のうち東端の地区では、南北方向の土塁状遺構が検出され、これがこのブロックの東縁にあたることを明らかにした。一方、西方の2地区では3列の掘立柱列が東西に通じ、両地区が一連の遺構であると判断されるにいたつた。この結果は内裏推定地域に、かなり大規模な遺構が存在することを確認したのであつたが、こうした小範囲の調査では、その全般的な性格を究明するにいたらないことが痛感された。そして大規模な発掘によつて、早急に遺跡の解明をおこなうべく、文化財保護委員会でもその計画を推進することとなつた。

地元の要請 ところが地元では、急速な農村の都市化につれて、史跡指定地域外の地価が刻々に高騰して、多大の利益をうけつつあるに比べて、指定地内は現状変更をなし難いという制約でこの売買も所有者の意にまかせられない点が大きく問題となり、土地所有者の間に、町の発展が阻害され、彼等だけ

* 『平城宮跡第1次発掘調査報告』（奈良国立文化財研究所学報第10冊）昭36

** 浅野清・伊達宗泰「平城宮跡」（奈良県文化財調査報告、埋蔵文化財篇2）昭33

が周辺の発展からとり残されてゆくのではないかの不安感が強まった。そして前記3件の小地域の現状変更にも、1年近くの年月を要する事務手続の複雑さにくわえて、調査によつて自家の土台を掘り返えされる現状を目のあたりにしては、その不満がさらに強まった。ついに年をこえた昭和34年1月11日に、佐紀町々民150名による町民大会が開かれた。町民大会では史跡解除促進の線が打ち出され、史跡解除要望の決議書が、この大会にまねかれた県文化財保存課長に手渡された。同時に史跡解除促進小委員会が結成され、6人の対策委員を選任した。

このころにいたつて、昭和34年度に平城宮跡発掘調査費の認められることが判明して1月末、研究所と地元委員との懇談会を、県教育委員会の幹旋でひらいた。この席上で発掘事業の内容、時期、人夫および、発掘地の土地補償費の算定標準などについての説明をおこない、これに対する地元の要望を聞いた。当初地元は要望の目的は解除にあつて、調査の協力など考えられぬとして強硬であつたが、数次にわたる県文化財保存課長の説得により、3月にいたつて、解除するかどうかの資料を得るためにも、まず調査に協力すべきであるとの結論が出され、また発掘調査は道路の北側の、現状変更申請の多く出る可能性のある地区からおこなわれたい、という地元の要望が伝えられた。これはまた、現状変更申請に対して、行政的判断を下す資料を求めた文化財保護委員会からの要請にも合致し、その具体案は研究所によつて立てられることとなつた。

2 調査計画と組織

調査は平城宮跡内の通称一条通りにそつた、東西1.2kmにわたる地域、約12haを、5カ年で発掘する計画で出発した。この地域は、昭和29・32・33年の発掘資料から、種々の遺構が複雑に重なり合つて存在することが予想されながら、それがどの程度の規模のものかの判断もついていない。そのために最低限全域の30%を発掘するのではなければ、遺構の性質についての責任ある判定も不可能であり、この面積を5カ年で調査し、妥当な判断を下すには年間約0.7haの発掘が必要と考えられた。この計画の遂行には多額の予算と調査人員を必要とし、その要求をしたのであるが、全額は認められるところとならず、初年度は発掘調査を遂行しうる程度の額にとどまつた。この点で調査は当初の予測とくいちがい、あらゆる面で困難が生じたが、とりあえず初年度は調査事務所の現地開設などの計画を放棄し、すべてを発掘調査に投入することとなつた。3月末に文化財保護委員会事務局との打合せにあたつて、地元の要望をいれて道路の北側を調査する場合に、指定地域の東西いずれから始めるかが問題となつたが、事務局記念物課からは、西方から始めたい希望がのべられ、その理由は東半では29年の調査の知見がとりあえずみられるのにたいして、西側の内裏推定地は33年調査の結果だけからだとその概況さえ全く不明なためであつた。また、発掘実施の技術的な面でも夏期は特に排水の便が第一の条件となり、この2点を考慮にいと、西に佐紀池がある内裏推定地西端部が適当と考えられ、この地域から発掘を行うこととした。

またこの調査を推進するために、遺跡の重要性にかんがみて、重要事項を調査審議する諮問委員会を研究所内に組織することとなつた。昭和34年5月22日、東京において第一回の「特別史跡平城宮跡調査委員会」が開催され、委員長は互選によつて原田淑人、委員長代理に藤田亮策を選任し、委員には下記の12名を委嘱した。

調査計画

平城宮跡調査委員会

委員長（文化財専門審議会第1・第3分科会専門委員） 原 田 淑 人

委員長代理（同 第1・第3分科会専門委員） 藤 田 亮 策

委員（同第1・第3分科会専門委員） 石 田 茂 作 （同第1・第3分科会専門委員） 梅 原 末 治
 （同第1分科会専門委員） 末 永 雅 雄 （同第1分科会専門委員） 水 野 清 一
 （同第2・第3分科会専門委員） 藤島玄治郎 （同第2分科会専門委員） 村 田 治 郎
 （同第2分科会専門委員） 大 岡 実 （同第2分科会専門委員） 関 野 克
 （同第2分科会専門委員） 福 山 敏 男 （同第3分科会専門委員） 坂 本 太 郎

この委員会に5カ年計画および昭和34年の第2次発掘調査の具体案、調査実施要項、調査員の組織などの諸案件が上程され、委員会の了承をえた。ここにおいて発掘調査は、研究所員を主体とし、これに昭和29年以來の発掘調査員の参加を求めて、昭和34年7月17日から開始することとなった。7月21日現地において鉦入式がおこなわれ、河井文化財保護委員長、調査委員会の原田委員長、藤田委員長代理、村田、藤島、末永の各委員、田崎記念物課長補佐、石田研究所長事務取扱、小泉奈博学芸課長、県会議長、教育委員長代理、市会議長、薬師寺管長、唐招提寺長老ら約70名の参列があつた。式後佐紀町公民館で簡単な祝宴がひらかれ、そこで平城宮跡調査5カ年計画が正式に発表された。第2次調査から第6次調査にいたる調査員は次のとおりである。

調査員	調査責任者	奈良国立文化財研究所長	藤 田 亮 策			
		同所長事務取扱	石 田 茂 作			
	調 査 員	歴史研究室	榎本亀治郎	坪井清足	田中 稔	田中 琢
			岡田茂弘	狩野 久	河原純之	寺田崇憲
		建造物研究室	森 蘊	浅野 清	杉山信三	鈴木嘉吉
			工藤圭章	牛川喜幸		

第2次調査には奈良国立博物館 小泉顕夫、稲垣晋也、奈良県教育委員会 日名子元雄、小島俊次、溝辺文和、伊達宗泰、網干善教、および釣田正哉、第4次に青山賢信の諸氏が参加された。

当初の5カ年計画には、後に多少の修正が加えられた。それは予算額から云つても、発掘地域を指定地域にかぎらざるを得ないと考えられたからで、まず一条通りぞいでも西方にある未指定部は、計画からはずすことを余儀なくされた。そこで新しく調査予定地域を、指定地内道路ぞいの南北各100m幅の地域としたが、この面積は10haに及ぶ。しかも第2次調査では予期以上に錯雑した遺構が検出されたので、この全域の60～70%までは発掘しなければ、遺跡の性格が明らかにされないと考えられ、年間1.2～1.5haを調査することとした。この計画は第2年度でも十分な予算上の裏付けを得るに至らず、昭和35年度発掘面積は47aに止まつたが、漸次拡張されて、昭和37年度には1haを予定している。これでもなお当初計画地域は、5カ年以内に完了しえないことが明らかであるから発掘地域を一条通り北側のみに限定して、地元からの要望が最も強いこの地域だけは、計画年次内に終了する予定である。こうした当初計画の遅れと、さらにこの間にも急速に開発されてゆく平城宮跡内の他の地域の問題をふくめて、平城宮全域の保存計画に対応する長期の調査計画の必要が認識され、緊急調査計画を第1次とする前後15年の3次5カ年計画によつて、全域の調査をすすめる案が立てられている。第2次計画では平城宮の宮域を確認するために、朱雀門以下の諸門とそれに関連する外郭地域の調査をおこない、第3次計画では中央部の主要遺構を調査し、15年間に30haの発掘を予定している。